

2022年3月15日

株 主 各 位

東京都港区芝公園二丁目11番1号
ラオックス株式会社
代表取締役社長 飯田 健作

第46期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第46期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会は、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、適切な防止策を実施のうえ開催いたしますが、株主の皆様におかれましても、健康状態のいかんにかかわらず、感染リスクを回避していただくため、当日のご出席に代えて事前に書面による議決権行使をお願いするとともに、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合でも、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年3月29日（火）午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2022年3月30日（水）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区芝公園2-11-1 住友不動産芝公園タワー13階会議室
* 末尾記載の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第46期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第46期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|----------------------|
| 第1号議案 | 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 新設分割計画承認の件 |
| 第3号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第4号議案 | 取締役7名選任の件 |

お 願 い 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

お知らせ ・次の事項につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.laox.co.jp>)に掲載しております。
①事業報告の「企業集団の現況に関する事項（財産及び損益の状況の推移、主要な事業内容、主要な事業所、従業員の状況、主要な借入先の状況）」、「会社役員に関する事項（責任限定契約の内容の概要、社外役員に関する事項）」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、「剰余金の配当等の決定に関する方針」
②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
③計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

・本招集ご通知発送後、株主総会の会日の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.laox.co.jp>) において、掲載することによりお知らせいたします。

新型コロナウイルス感染防止への対応について

【株主の皆様へのお願い】

新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、本株主総会につきましては株主の皆様の健康状態にかかわらず当日のご出席は極力お控えいただき、書面（郵送）による事前の議決権行使をご推奨申し上げます。

【来場される株主様へのお願い】

- ・ご来場の株主様におかれましては、マスクの着用とアルコール消毒液の使用について、ご協力をお願いいたします。
- ・ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けをさせていただくことがございますので、予めご了承ください。

【当社の対応について】

- ・株主総会に出席する役員及び運営スタッフは、マスクを着用して応対させていただきます。
- ・中国在住の役員については時節柄に鑑み、出席を見合わせさせていただきます。
- ・受付及び会場には、アルコール消毒液を設置いたします。

ご理解並びにご協力を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

事業報告

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 経営環境の概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により緊急事態宣言等が断続的に発出されておりましたが、10月には緊急事態宣言等の対象となっていた全ての地域で宣言が解除されたものの、海外においては新型コロナウイルス変異株の感染が拡大するなど、感染症再拡大のリスクは依然として残る状態が続き、先行きは引き続き不透明な状況にあります。

当社が主力に展開している小売業界につきましては、オンラインによる業態については、販売額は堅調に推移しているものの、実店舗を有する業態や半導体をはじめとする部品の供給不足による生産活動の停滞、原材料価格の高騰等に影響される業態については、販売額が伸び悩んでおります。また、インバウンド情勢は依然として海外からの渡航制限が継続しており、現在も回復の目途は立っておりません。

当社グループにおいては、このような厳しい環境下において、引き続き徹底したコスト圧縮による収益改善に継続的に取り組むとともに、専門性の追求による事業基盤の強化を進めてまいりました。

海外へ行けない国内のお客様向けにアジア食品やアジアコスメの品揃えを拡充し、「先行発売」や「日本初上陸」など限定商品を導入した新業態店舗を開店いたしました。その一方で、一層のキャッシュ・フロー改善、コスト圧縮を図るべく、国内リテール事業のインバウンドに特化した既存店舗の閉店を加速いたしました。

また、新たな収益改善の取り組みとして、日本企業の中国展開を物流面で支援する機能を強化するべく、中国・山東省済南市で保税倉庫の運営を開始し、保税倉庫の手配や各種通関業務サービスを提供していきます。

さらに、中国の世界遺産や統合型リゾート施設など数多くの観光資源を有するマカオ特別行政区にも合弁会社設立の準備を進め、今後の成長戦略に向けた取り組みを推進いたしました。

なお、グループの事業構造の見直しのため、生活ファッションセグメントにおいて靴事業を展開する株式会社オギツ、株式会社モード・エ・ジャコモ及び恒和総業株式会社の株式を株式会社アイティエルホールディングスへ譲渡いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の連結業績は、新型コロナウイルス感染症の影響により店舗の一時休業や集客の苦戦を余儀なくされた国内リテール事業の減収に加えて、アセット事業における不動産案件の減少や成約時期の遅延により、売上高は68,149百万円（前年同期比17.9%減）となりました。損益面は、営業損失2,846百万円（前年同期は3,359百万円の損失）、経常損失2,151百万円（前年同期は3,444百万

円の損失)となりましたものの、貸付金に対する貸倒引当金繰入額に加え、当該感染症による事業環境の低迷を受け、店舗撤退に係る諸費用や、転貸物件の将来発生する損失の可能性に備えるため、当連結会計年度に特別損失として計上しており、親会社株主に帰属する当期純損失は7,110百万円(前年同期は16,641百万円の損失)となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりです。

(国内リテール事業)

国内リテール事業では、新型コロナウイルス感染症の影響によって海外からのお客様が実質ゼロとなる状況が継続するなか、インバウンドに特化した店舗の閉店を進めることより一層の収益改善を図りました。その一方で、日本国内のお客様へ向けて、本場・本物のアジアの味を日本の食卓へお届けするアジア食品専門店『亜州太陽市場』、お客様のコスメ・ビューティーの旅路の場所をコンセプトに、空港をイメージした店舗デザインのもと、アジア化粧品専門店『LAOX BEAUTY AIRPORT』を、それぞれ開店し、「先行発売」や「日本初上陸」など限定商品の導入により、お客様の生活を彩り、新たな発見や価値提供の創造を目指した取り組みを進めてまいりました。

また、実店舗とオンラインストアの連携を加速させ、お客様がどちらを利用していただいてもスムーズにお買い物ができる場所の提供を目指しECサイトの強化をはかり、各新業態店舗はメディアにも注目されるなかで好調なスタートを切っております。

以上の結果、新たな国内のお客様は着実に増えつつあるものの、新型コロナウイルスによる訪日客の減少等の影響により、当連結会計年度の売上高は2,989百万円(前年同期比53.5%減)と減収となりました。また、損益面では年初より推進してきた店頭販売商品のマージンミックスの改善に加え、前年度に推進した構造改革の成果や、店舗閉店等によりコスト圧縮の結果、損失額は大幅に縮小し、853百万円のセグメント損失(前年同期は1,505百万円の損失)となりました。

(海外事業)

海外事業では、事業構造改革の一環として、アウトバウンド需要の取り込みや、中国・東南アジアの新たな市場開拓に向けた準備を推進いたしました。中国向け事業では、小型家電、化粧品、ゲーム機の販売は堅調に推移していたものの、新型コロナウイルスの感染者が確認されたことから防疫対策の強化が継続しており、国際物流の遅延などの影響や、中国国内のEC事業においても競争の激化により売上高は減少することとなりました。

一方で、お客様に人気の高い商品を取り揃えたセレクトショップを出店することにより販売強化を図るとともに、日本企業の中国進出や中国全土への展開を支援する機能を強化するために保税倉庫の運営を開始し、新規事業展開の加速を着実に進めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は18,097百万円（前年同期比11.7%減）、損益面においては、販売促進費や物流費・人件費の増加に加え、売掛債権に対する貸倒引当金繰入額を計上したことによりセグメント損失は581百万円（前年同期は268百万円の利益）となりました。

（生活ファッション事業）

ギフト販売事業では、前年に引き続き新型コロナウイルスの感染拡大による婚礼や仏事の需要低迷や、返礼ギフトの伸び悩みなどの影響が継続する状況となっておりますが、主力商戦の一つである中元・歳暮については、帰省に代わる贈り物としての需要もあり、底堅いフォーマルギフト需要の獲得を図ることが出来ました。加えて、自宅時間の増加や対面での接触を控える傾向にある背景から、自家需要商品やカジュアルギフト（誕生日プレゼントやクリスマス等のワンデイイベントギフト、シーズンギフト）のニーズも堅調に推移いたしました。

また、オリジナル商品や人気商品をアソート化したギフトやスイーツ、冷凍食品やお取り寄せグルメ等の商品を継続して強化するとともに、EC事業については当該感染症による外出控えの影響や商品拡充の効果により既存店では前年を大きく上回る実績を上げるなど、底堅く推移いたしました。

一方で、物流改革や販促費等の販売管理費の徹底的なコスト削減を継続することにより、損益面は大幅に改善し、営業利益は前年同期比で増益となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は42,721百万円（前年同期比11.8%減）、セグメント利益は670百万円（前年同期比110.8%増）と大幅に改善いたしました。

（アセット事業）

アセット事業では、引き続き運営する商業施設の効率化及びグループ遊休不動産の売却に取り組んでまいりました。しかしながら、緊急事態宣言等が断続的に発出された影響により、運営する商業施設や飲食店においては休業や時間短縮を余儀なくされ、さらに天候不順等の影響もあり、来店客数が伸び悩む結果となりました。

その他、日本の世界遺産や古典芸能を発信するイベントを企画するラオックス・メディアソリューションズ株式会社においても、イベントの延期や中止が続いたことから、売上減少の要因となりました。

グループ遊休不動産の売却については、一定の売却が実現したものの、案件規模の減少と売買成約日が想定より遅れたことなどにより、売上高は前年を下回る実績となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は4,341百万円（前年同期比43.1%減）、セグメント損失は887百万円（前年同期は1,233百万円の損失）となりました。

（2）対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の収束の目処が立っていない国内においては本格的な回復には時間を要するものと予想され、世界経済においても当該感染症拡大による影響だけでなく、半導体をはじめとする部品の供給不足による生産活動の停滞、原

燃料材料価格の高騰など、先行き不透明な状況が続いております。

こうしたなか、国内リテール事業においては、新業態店舗の展開により、お客様のニーズにお応えした商品の拡充及び魅力的な店舗作りを進めてまいります。

海外事業においては、ECサイトだけでなく実店舗での販売や、日本企業の中国進出を支援する事業とともに、中国で人気のある商品を日本に供給して当社グループの販売網で販売を展開するなど新たな取り組みも行ってまいります。

生活ファッション事業のギフト販売事業においては、フォーマルギフト需要の獲得のみならず、自家需要やカジュアルギフト需要においてもオリジナル商品の開発の加速や、商品カテゴリーの拡大などによる売上及び収益の獲得を図ってまいります。

アセット事業においては、引き続き運営施設の効率化を図るとともに、グループ遊休不動産の売却や転用を進め、より一層の収益改善に繋げてまいります。

さらに、各事業の持続的な成長に向けた人材の適正配置及び多様な人材が活躍できる企業風土の醸成とともに、組織力の強化や事業体制に応じた内部統制の整備、経営管理体制の充実、業務効率化等の各種戦略を推進することで、健全性且つ透明性の高い経営基盤の構築に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資（有形固定資産及び無形固定資産の取得額）の総額は1,000百万円であります。

その主な内訳は、国内リテール事業における新規出店投資、アセット事業における不動産取得などによるものです。

(4) 資金調達状況

該当事項はありません。

(5) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、2021年12月1日に、当社を存続会社とする吸収合併によりL Capital TOKYO株式会社の権利義務を承継いたしました。

(6) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2021年4月30日に、当社の保有する株式会社モード・エ・ジャコモ、恒和総業株式会社及び株式会社オギツの全株式を株式会社アイティエルホールディングスに譲渡いたしました。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

①重要な親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金 (百万円)	当社の議決権 比率 (%)	主要な事業内容
シャディ株式会社	東京都港区	3,445	100.0	ギフト商品販売卸売
ラオックス・ロジスティクス株式会社	栃木県栃木市	100	100.0	物流業
ラオックス・リアルエステート株式会社	東京都港区	98	100.0	商業不動産運営事業
楽弘益(上海)企業管理有限公司	中華人民 共和国	1,500	100.0	中国事業の統括・管理業務

2. 会社の株式に関する事項 (2021年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 200,000,000株
(2) 発行済株式数 91,416,734株 (自己株式の数1,918,369株を除く。)
(3) 単元株式数 100株
(4) 株主総数 22,197名 (自己株式分1名を除く。)
(5) 大株主

株主名	持株数	持株比率
GREENWICH INVESTMENT HOLDINGS PTE LTD	31,547 千株	34.51 %
GRANDA MAGIC LIMITED	27,783	30.39
日本観光免税株式会社	5,489	6.01
安東光輝	590	0.64
中文産業株式会社	542	0.59
グローバルワーカー派遣株式会社	290	0.32
廣瀬義一	264	0.29
PHILLIP SECURITIES(HONG KONG) LIMITED	225	0.25
山下覚史	222	0.24
JP モルガン証券株式会社	207	0.23

- (注) 1. GRANDA MAGIC LIMITEDは、蘇寧易購集团股份有限公司の100%孫会社であります。
2. 持株比率は自己株式1,918,369株を控除して計算しています。
3. 持株数は、千株未満を切捨てて表記しております。

3. 会社の新株予約権等の状況（2021年12月31日現在）

（その他新株予約権等に関する重要な事項）

2019年6月19日開催の取締役会決議による新株予約権（第6回新株予約権）

割当日	2019年7月5日
新株予約権の数	52,810個（新株予約権1個につき100株）
発行価額	総額5,281,000円（新株予約権1個につき100円）
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 5,281,000株
新株予約権の行使時の払込金額	313円
新株予約権の行使期間	2019年7月8日～2022年7月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 313円 資本組入額 156.5円
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	—
割当先	グローバルワーカー派遣株式会社

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

① 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	羅 怡 文	株式会社アスコット 代表取締役会長
代表取締役社長	飯 田 健 作	
取 締 役	張 康 陽	蘇寧ホールディングス集団 総裁補佐 蘇寧易購集団 取締役 インテルナツィオナーレ・ミラノ 主席
取 締 役	矢 野 輝 治	コーポレート統括本部 本部長代行
取 締 役	龔 震 宇	蘇寧易購集団 高級副総裁
取 締 役	陳 艷	蘇寧置業本部 副総裁
取 締 役	祝 青	蘇寧ホールディングス集団TMT事業部 総裁
取 締 役	任 学 進	蘇寧ホールディングス集団董事長オフィス 高級秘書
取 締 役	阿久津 康 弘	東京国際コンサルティング株式会社 代表取締役
取 締 役	徐 蓓 蓓	江蘇世紀同仁弁護士事務所 パートナー
常 勤 監 査 役	芝 正 二	
監 査 役	上 村 明	上村・大平・水野法律事務所 代表 K P トランザクション・アドバイザリー・サービス株式会 社 代表取締役
監 査 役	山 岸 洋 一	キャリアフィロソフィー株式会社 代表取締役社長 株式会社ディー・エル・イー 社外取締役(監査等委員) ニューラルポケット株式会社 社外取締役 B i o n i c M株式会社 社外監査役 ラオックス・リアルエステート株式会社 監査役
監 査 役	華 志 松	蘇寧易購集団股份有限公司 監査役

- (注) 1. 取締役 阿久津康弘、徐蓓蓓の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 上村明、山岸洋一の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 常勤監査役 芝正二氏は、長年にわたり上場企業の財務経理部門責任者などを歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役 阿久津康弘、徐蓓蓓の両氏と、監査役 上村明、山岸洋一の両氏は、東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員であります。
5. 代表取締役社長 飯田健作氏は、2022年1月1日付でシャディ株式会社会長兼代表取締役社長に就任しております。
6. 取締役 張康陽、陳艷、祝青、任学進の各氏は、2022年1月7日付で辞任しております。

②執行役員

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
※社長執行役員	飯 田 健 作	
※ 執 行 役 員	矢 野 輝 治	コーポレート統括本部 本部長代行
執 行 役 員	阿 施 智 行	人事本部 本部長
執 行 役 員	傳 祿 永	中国事業本部 本部長 楽弘益（上海）企業管理有限公司 総経理
執 行 役 員	田 中 寿 弥	アウトバウンド事業本部 本部長
執 行 役 員	浜 野 幸 也	ロジスティクス本部 本部長 ラオックス・ロジスティクス株式会社代表取締役社長
執 行 役 員	洪 東	社長室 室長

- (注) 1. 当社は、社会・経済情勢の変化に機動的に対応し、より迅速な意思決定と業務執行を図ることを目的として、執行役員制度を導入しております。
2. ※印の執行役員は、取締役を兼務しております。
3. 社長執行役員 飯田健作氏は、2022年1月1日付でシャディ株式会社社会長兼代表取締役社長に就任しております。
4. 執行役員 田中寿弥氏は、2022年2月28日付で辞任しております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約における被保険者の範囲は、当社及び子会社の役員、管理職従業員、役員と共同被告になった従業員、及びそれらの配偶者や相続人であり、当該保険契約は、株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金、訴訟費用等の損害を補填するものです。ただし、被保険者の背信行為、犯罪行為、詐欺的な行為又は法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求については、補填の対象外としております。なお、保険料は当社が全額負担しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。

当社の取締役の報酬は、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内において、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。業務執行取締役においては会社の持続的成長と企業価値向上への貢献の度合、非業務執行取締役（社外取締役を含む）にお

いては取締役会における提案・助言・監督等の貢献の度合を踏まえて決定しております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う非業務執行取締役（社外取締役を含む）については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

取締役の基本報酬は、月別の固定報酬とし、役位、職責、在籍年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。また、業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年一定の時期に支給いたします。なお、基本報酬と業績連動報酬等の割合は、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、概ね1：1の比率を目安としております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、1991年6月27日開催の第15回定時株主総会決議により、年額250,000千円と定められております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名です。

監査役の報酬限度額は、1988年6月29日開催の第12回定時株主総会決議により、年額30,000千円と定められております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役会長羅怡文及び代表取締役社長飯田健作の2名に個人別の具体的報酬額の決定を委任しております。この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当職務の評価等を行うには代表取締役会長及び代表取締役社長の2名が最も適しているとの判断に基づくものであります。取締役会は決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人数	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	10名 (2名)	78百万円 (3百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	10百万円 (3百万円)
計 (うち社外役員)	14名 (4名)	89百万円 (7百万円)

(注) 報酬等の総額は、基本報酬のみであり、業績連動報酬や非金銭報酬等はありません。

連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
資 料	目	科	目
		金	額
	百万円		百万円
流 動 資 産	33,038	流 動 負 債	21,984
現金及び預金	10,819	支払手形及び買掛金	8,356
受取手形及び売掛金	15,341	電子記録債権	1,937
たな卸資産	3,915	短期借入金	2,032
その他貸倒引当金	3,897	未払法人税等	3,265
	△934	未前賞与受引当金	520
		ポイント引当金	2,728
		製品補償損失引当金	175
固 定 資 産	13,652	厚年生金基金脱退損失引当金	90
有形固定資産	6,003	製品補償損失引当金	14
建物及び構築物	3,112	厚年生金基金脱退損失引当金	34
機械装置及び運搬具	823	転貸損失引当金	44
工具、器具及び備品	195	転貸損失引当金	601
土地	1,616	その他	2,180
リース資産	255	固 定 負 債	4,621
		長期借入金	114
		繰延税金負債	625
		役員退職慰労引当金	48
		関係会社整理損失引当金	62
無形固定資産	1,588	転貸損失引当金	260
ソフトウェア	1,327	転貸損失引当金	432
その他	261	退職給付に係る負債	1,185
		その他	806
		その他	1,087
		負 債 合 計	26,605
投 資	6,059	純 資 産 の 部	
関係会社出資	2,366	株 主 資 本	19,521
長期貸付	3,290	資本剰余金	100
繰延税金及び保証	38	資本剰余金	42,499
その他貸倒引当金	3,133	利益剰余金	△20,657
	1,116	株式	△2,419
	△3,885	その他の包括利益累計額	540
		その他有価証券評価差額金	△3
繰 延 資 産	29	為替換算調整勘定	581
株式交付費	29	退職給付に係る調整累計額	△37
		新 株 予 約 権	5
		非 支 配 株 主 持 分	47
		純 資 産 合 計	20,115
資 産 合 計	46,720	負 債 純 資 産 合 計	46,720

連結損益計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

科 目	金	額
		百万円
売上		68,149
売上費		52,460
上及び総損		15,689
原利管		18,535
一般失		△2,846
高価益		(△)
管理費		(△)
受持為そ	177	
分法	124	
取に替	531	
の	78	912
支株地そ	89	
式	32	
払交代	48	
の	47	217
経特		△2,151
固助そ	189	
定成	78	
別資	59	327
の		
別	44	
定	3	
定	157	
資	1,305	
資	186	
損	2,531	
改休	304	
引	995	
当	417	5,947
の		
損		△7,770
純		106
及		△727
び		△7,149
事		△38
業		△7,110
税		
法		
法		
当		
期		
非		
支		
配		
株		
主		
に		
帰		
属		
す		
る		
当		
期		
純		
損		
失		
(△)		

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部		
資 科	目	金 額	金 額	
		百万円	百万円	
流 動 資 産		12,777	流 動 負 債	5,885
現金及び預	金	6,788	買掛金	341
現売掛	金	2,964	短期借入金	800
たな卸	資	176	未払金	2,056
前渡	産	175	未払費用	597
前払	金	211	未払法人税等	313
未収	用	1,498	前受金	597
そ	金	1,254	預り金	171
貸倒	他	△291	賞与引当金	45
	引		ポイント引当金	4
	当		製品補償損失引当金	14
	金		厚生年金基金脱退損失引当金	34
固 定 資 産		11,684	転貸損失引当金	44
有 形 固 定 資 産		607	契約損失引当金	601
建	物	198	資産除去債務	194
車	具	0	その	68
器	備	19	固 定 負 債	3,566
土	品	388	繰延税金負債	1
	地		退職給付引当金	416
無 形 固 定 資 産		0	役員退職慰労引当金	43
			関係会社整理損失引当金	351
			転貸損失引当金	260
			契約損失引当金	432
			資産除去債務	758
			その	1,302
			負 債 合 計	9,451
			純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産		11,076	株 主 資 本	15,036
投資有価証券	券	117	資 本 金	100
関係会社株式	式	4,497	資 本 剰 余 金	42,203
関係会社出資	金	2,608	資 本 準 備 金	19,289
長期貸付	金	3,290	その他資本剰余金	22,913
関係会社長期貸付	金	2,577	利 益 剰 余 金	△24,846
破産更生債権等		2,007	その他利益剰余金	△24,846
長期未収入金		2,205	繰越利益剰余金	△24,846
敷金及び保証	金	2,329	自 己 株 式	△2,419
その	他	278	評価・換算差額等	△3
貸倒	引	△8,836	その他有価証券評価差額金	△3
	当		新 株 予 約 権	5
	金		純 資 産 合 計	15,039
繰 延 資 産		28	負 債 純 資 産 合 計	24,490
株式交付費		28		
資 産 合 計		24,490		

損 益 計 算 書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

科 目	金	額
		百万円
高価		12,216
利益		10,661
費		1,555
管理		5,043
費		△3,488
利息	250	
金	124	
益	318	
額	96	
他	5	795
用		
息	16	
却	31	
債	38	
他	19	106
益		△2,799
益	274	
額	79	
他	79	433
失		
失	107	
失	1,305	
失	163	
額	2,531	
額	304	
額	995	
損	500	
他	385	6,293
益		△8,659
額		21
額		△198
額		△8,482

独立監査人の監査報告書

2022年 3月 2日

ラオックス株式会社
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京都千代田区

指 定 社 員	公認会計士	木 村 直 人
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	藤 田 憲 三
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	金 井 政 直
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ラオックス株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラオックス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年3月2日

ラオックス株式会社
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 木 村 直 人
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 藤 田 憲 三
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 金 井 政 直
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ラオックス株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他倫理的上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の「10. 重要な後発事象に関する注記」に記載されているとおり、会社は、2022年3月2日開催の取締役会において、新設分割による持株会社体制への移行を2022年3月30日開催予定の第46期定時株主総会に付議することを決議している。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示をしない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成する企業が適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段を活用しながら、取締役、執行役員、内部監査室その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年3月2日

ラオックス株式会社 監査役会

監査役（常勤）	芝	正	二	㊟	
監査役（社外）	上	村	明	㊟	
監査役（社外）	山	岸	洋	一	㊟
監査役	華	志	松	㊟	

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

当社は、2021年12月31日現在で24,846,381,794円の繰越利益剰余金の欠損を計上しております。当社では、早期の業績回復を推し進めるべく努力しておりますが、今般、この欠損金を補填し、早期の財務体質の強化を図るとともに今後の資本政策上の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、資本準備金の額の減少及び剰余金の処分を行うものであります。

具体的には、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

なお、本議案は、発行済株式総数を変更することなく、資本準備金の額を減少するものであるため、株主の皆様が所有する株式数に影響を与えるものではございません。また、今回の資本準備金の額の減少によって当社の純資産及び発行済株式総数にも変更はございませんので、1株当たりの純資産額に変更を生じさせるものではございません。

1. 資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

会社法第448条第1項の規定に基づき、2021年12月31日現在の資本準備金の額19,289,672,786円を8,289,672,786円減少して11,000,000,000円とし、減少する資本準備金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

(2) 資本準備金の額の減少の効力発生日

2022年6月1日を予定しております。

2. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金のうち、24,846,381,794円を減少させて繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損の填補に充当したいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 24,846,381,794円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 24,846,381,794円

第2号議案 新設分割計画承認の件

1. 新設分割を行う理由

2020年初頭、新型コロナウイルスの流行が発生して以来、海外からの観光客が途絶えたことにより、当社のメインビジネスであるインバウンド事業が全面停止となりました。

以降、当社は、インバウンド事業の構造改革を実行し、一方で事業持株会社としてシャディ株式会社をはじめ、不動産、中国関係会社など20数社のグループ会社に関わる経営管理、事業育成サポート業務を行ってまいりました。

今期以降も、世界経済や政治環境変化により、インバウンド事業の回復は不透明であり、この様な環境変化に対応して、グループ全体での経営目標達成の為、グループ会社の経営改革を推進し、迅速な経営判断ができるような体制にすべく、また、インバウンド中心で事業展開してきた「ラオックス」単体及びグループの事業構造を変革すべく、当社の持株会社体制への移行が必要不可欠であると考えます。

当社は、上場会社として、4期連続で連結決算赤字が続いておりますが、この間、シャディ株式会社を始め、グループ各社においては、事業拡大、収益改善を図ってきた会社、事業もあり、今回の持株会社化を機に子会社毎の事業特性にあった成長、事業展開を図り、グループ全体での収益性、成長性の向上に一層努めます。

不動産関連事業は引き続きラオックス・リアルエステート株式会社を核として事業展開し、昨年11月から今年1月にかけて出店した「亜州太陽市場」「LAOX BEAUTY AIRPORT」の新型店舗については、今後、シャディ株式会社にて事業展開していく予定です。

なお、今回の会社分割により分割会社である当社が新設分割設立会社に承継させる資産合計額は当社の総資産額の5分の1以下であり、本来、会社法第805条に定める、株主総会の決議を要しない簡易新設分割の要件を満たしておりますが、これまでの当社のメインビジネスを新設分割設立会社に移管することの重要性に鑑み、株主総会での承認をお願いするものであります。

持株会社へ移行する具体的な目的は、次のとおりです。

- ①各子会社の経営戦略、事業戦略とブランド戦略の再構築
- ②各子会社の経営体制の整備と経営責任の明確化
- ③各子会社の事業特性に適合した人事制度など差別化管理体制の導入
- ④M&Aなどの機動的な資本政策の遂行
- ⑤グループ全体として、インバウンド中心の事業展開からの転換

2. 新設分割計画の内容の概要

新設分割計画書（写）

ラオックス株式会社（「ラオックスホールディングス株式会社」に商号変更予定、以下「甲」という。）は、新たに設立するラオックス・トレーディング株式会社（以下「乙」という。）に対し、甲の営む国内における「貿易・インバウンド事業」（以下「本対象事業」と総称する。）に関する権利義務を承継させるため、新設分割（以下「本新設分割」という。）を行うこととし、以下のとおり新設分割計画書（以下「本計画」という。）を作成する。

（乙の定款記載事項）

第1条 乙の商号、目的、本店所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項は、別紙1定款のとおりとする。

（株式の割当て）

第2条 乙は、本新設分割に際して普通株式1,800株を発行し、そのすべてを甲に割当て交付する。

（乙の資本金等の額）

第3条 乙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

1. 資本金の額 金9,000万円
2. 資本準備金の額 金0円

（設立時役員）

第4条 乙の設立時取締役及び設立時監査役は、次のとおりとする。

1. 設立時取締役
齊藤良二、矢野輝治、湯春宇
2. 設立時監査役
趙曉輝

（分割期日）

第5条 分割をなすべき時期（以下「分割期日」という。）は、乙の設立登記をすべき日である2022年10月3日とする。ただし、新設分割手続の進行に応じ必要があるときは、甲の取締役会の承認を得てこれを変更することができる。

（承継する権利義務）

第6条 甲は、第5条に規定する分割期日において、本対象事業に係る別紙2記載の資産、債務、契約上の地位その他の権利義務を乙に移転し、乙はこれを承継する。なお、乙が承継する資産及び債務は、2021年12月31日現在の甲の貸借対照表を基礎として、分割期日までの増減を加除した上で確定することとし、債務の承継は、重疊的債務引受の方法によるものとする。

(競業避止義務)

第7条 甲は、本新設分割の効力発生後においても、乙に対して、本対象事業に関し競業避止義務を負わないものとする。

(本計画の変更等)

第8条 甲は、本計画作成後、分割期日までの間に天災地変その他の事由により甲の財政状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合、その他本新設分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、本計画を変更し、又は本新設分割を中止することができる。

(本計画の効力)

第9条 本計画は、甲の第46期定時株主総会における承認ならびに法令に定める関係官庁による承認が得られなかった場合は、その効力を失う。

(その他の事項)

第10条 本計画に定めのない事項その他本新設分割に関し必要な事項については、本計画の趣旨に従い甲がこれを決定する。

以上

2022年3月2日

東京都港区芝公園二丁目11番1号
ラオックス株式会社
代表取締役社長 飯田健作

別紙 1 定款

ラオックス・トレーディング株式会社 定款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、ラオックス・トレーディング株式会社と称する。英文ではLaox Trading CO., LTDと表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の物品の企画、開発、売買及び貿易業
 - (1) 農産物、畜産物、水産物並びにこれらの製品
 - (2) 食料品、清涼飲料水、酒類、塩、たばこ、健康食品
 - (3) 肥料、飼料及びこれらの原料
 - (4) 繊維原料、衣料用繊維製品、医療品、化粧品、玩具、家庭用電気製品、皮革製品、スポーツ用品、日用品雑貨
 - (5) 貴金属、宝石及びネックレス等のアクセサリー
 - (6) 計量器・医療器具、車両、船舶、航空機及びこれらの部品
 - (7) 土木建築用資機材、建設機械、事務用機器（オフィスコンピューター、ファクシミリ、ワードプロセッサ等）、医療機器
 - (8) 上記に関する輸出入貿易業務
2. 経営、貿易、海外支店の設置に関するコンサルタント業務
3. 総合輸出入貿易業務及びそれに付随する事業
4. 貿易貨物に関する荷捌きおよび貿易手続の代行業務
5. 貿易事務及び展示会業務代行業
6. 中国及びその他諸外国との食料品、民芸品等の輸出入貿易及び、その輸入物品の卸売販売、直接販売、展示即売、通信販売並びにその仲介
7. 金銭の貸し付け、債務の保証および債権の売買等の金融業
8. 電子決済システムの提供、資金移動業、収納・集金・支払代行業
9. 電子マネー、仮想通貨その他の電子的価値情報及び前払式支払手段の発行、販売、管理
10. 古物売買およびその仲介業
11. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、官報に掲載する方法とする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、10万株とする。

(株券の不発行)

第7条 当会社の発行する株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株式等の割当てを受ける権利を与える場合)

第9条 当会社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）及び新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及び引受けの申込みの期日は取締役会の決定によって定める。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第10条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が署名又は記名押印し、共同して提出しなければならない。法務省令の定める事由による場合は、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第11条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第12条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第13条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会はあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第17条 株主総会議事録については、法務省令で定めるところによりその経過の要領及びその結果等を記載又は記録した議事録を作成する。

第4章 取締役、監査役及び取締役会

(員数)

第18条 当会社の取締役は、3名以上、監査役は3名以内とする。

2 当会社は会社法第2条第15号に定める社外取締役を置くことができる。

(取締役及び監査役の選任)

第19条 当社の取締役及び監査役は、株主総会において選任する。

2 取締役及び監査役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役及び監査役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関

する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3 任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とする。

4 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって役付取締役を若干名定めることができる。

(取締役会の招集権者)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集する。

2 取締役社長に事故がある時は、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

(取締役会の議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び監査役に対し、開催日の3日前までに発する。但し緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2 前項の規定にかかわらず、取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、会社法第370条の要件を充たした時は、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第27条 取締役に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第28条 取締役及び監査役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受

ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第29条 当社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

(剰余金の配当)

第30条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して行う。

2 剰余金の配当がその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立時役員)

第31条 当社の設立時役員は、次のとおりである。

設立時取締役 齊藤良二、矢野輝治、湯春宇

設立時代表取締役 齊藤良二

(設立に際して出資される財産の最低額)

第32条 当社の設立に際して出資される財産の最低額は金9,000万円とする。

(最初の事業年度)

第33条 当社の最初の事業年度は、当社の成立の日から2022年12月31日までとする。

別紙 2 承継権利義務明細表

承継権利義務明細表

新設会社は、当社から、分割効力発生日において本分割事業に属する以下の資産、債務、雇用契約その他の権利義務を承継する。

1 資産

(1) 流動資産

本分割事業に係る現金及び預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、原材料、仕掛品、貯蔵品、繰延税金資産、その他流動資産。

(2) 固定資産

本分割事業に係る機械及び装置、車両運搬具、工具、器具及び備品、ソフトウェア、ソフトウェア仮勘定、その他無形固定資産、関係会社株式、長期前払費用、その他投資その他資産。

2 負債

(1) 流動負債

本分割事業にかかる買掛金、未払金、未払費用、預り金、その他流動負債。

(2) 固定負債

本分割事業にかかる退職給付引当金。

(3) 新設会社に承継される一切の債務につき、当社は新設会社とともに、重畳的に債務を引受ける。

3 雇用契約

分割効力発生日において本分割事業に従事する従業員との雇用契約。なお、雇用契約に定められた労働条件はそのまま維持される。

4 契約関係

本分割事業にかかる取引基本契約、業務委託契約その他本分割事業に関する一切の契約上の地位およびこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。

5 許認可

本分割事業に関して当社が取得している許認可等のうち、法令上当社から新設会社への承継が可能であるもの。

以 上

3. 会社法施行規則第205条各号に定める内容の概要

(1) 会社法第763条第6号に掲げる事項についての定めに関する事項

① 本件分割に際して交付する新設分割設立会社の株式の数の相当性に関する事項

新設分割設立会社は、本件分割に際して、普通株式1,800株を発行し、その全てを当社に割当て交付いたします。本件分割は、当社が単独で行う新設分割であることから、割り当てられた株式数によって当社と新設分割会社との間の実質的な権利関係に差異が生じることはなく、新設分割設立会社が発行する株式数は、当社において任意に定めることができると解されます。そこで当社の持株会社制への移行の目的に鑑み、完全子会社となる新設分割会社株式の効率的な管理及び新設分割会社の資本金の額等を考慮した結果、上記の割当て株式数が相当であると判断いたしました。

② 新設分割設立会社の資本金および準備金の額の相当性に関する事項

当社は、新設分割設立会社の資本金及び準備金の額につきましては、新設分割設立会社が承継する資産および今後の事業活動等の事情を考慮したうえで、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、新設分割計画書第3条に記載のとおりとすることにいたしました。当社は、当該資本金及び準備金の額は相当であると判断しております。

(2) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 持株会社体制への移行に伴う商号の変更と定款一部変更

当社は、第2号議案「新設分割計画承認の件」に記載のとおり、2022年10月3日（予定）をもって、新設分割による持株会社体制へ移行いたします。

これに伴い、商号及び目的、その他の変更を行うものであります。

(2) 株主総会参考書類等の電子提供措置導入への対応

令和元年の改正会社法（令和元年法律第70号）で定められた改正事項のうち、株主総会資料（株主総会参考書類、事業報告等）の電子提供制度の施行日が2022年9月1日と決定されました。これにより全ての上場企業は、株主総会資料の内容である情報をウェブサイトに掲載して提供することが義務付けられ、株主の皆様には当該情報にアクセスしていただくという運用が原則になります。本件定款変更は、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次の通り当社定款を変更するものであります。

① 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

② 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第17条）は不要となるため、これを削除するものであります。

④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款一部変更の内容

定款一部変更の内容は以下のとおりであります。

（下線部分は変更箇所）

現行定款	変更案
<p>（商号） 第1条 当社は、<u>ラオックス株式会社</u>と称し、英文では <u>L a o x</u> CO., LTD. と表示する。</p>	<p>（商号） 第1条 当社は、<u>ラオックスホールディングス株式会社</u>と称し、英文では <u>L a o x H o l d i n g s</u> CO., LTD. と表示する。</p>
<p>（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p>	<p>（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むこと、<u>ならびに次の事業を営む会社その他の法人等の株式または持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。</u></p>
<p>1～37号 <条文省略></p>	<p>1～37号 <現行どおり></p>

現行定款	変更案
<p>第3条～第14条 <条文省略></p> <p>(招集者) 第15条 株主総会は法令に別段の定めある場合を除き取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(議長) 第16条 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役の1名がこれにあたる。</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>< 新 設 ></p> <p>第18条～第24条 <条文省略></p>	<p>第3条～第14条 <現行どおり></p> <p>(招集者) 第15条 株主総会は法令に別段の定めある場合を除き取締役会の決議により、代表取締役がこれを招集する。代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(議長) 第16条 株主総会の議長は、代表取締役がこれにあたる。代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役の1名がこれにあたる。</p> <p>< 削 除 ></p> <p>(電子提供措置等) 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第18条～第24条 <現行どおり></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集)</p> <p>第25条 取締役は取締役会を構成し、法令に別段の定めある場合を除き取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>2～3項 <条文省略></p> <p>(議長)</p> <p>第26条 取締役会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>第27条～第43条 <条文省略></p> <p><新設></p>	<p>(取締役会の招集)</p> <p>第25条 取締役は取締役会を構成し、法令に別段の定めある場合を除き代表取締役がこれを招集する。代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>2～3項 <現行どおり></p> <p>(議長)</p> <p>第26条 取締役会の議長は、代表取締役がこれにあたる。代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>第27条～第43条 <現行どおり></p> <p>(附則)</p> <p>1. 現行定款第1条(商号)、第2条(目的)、第15条(招集者)、第16条(議長)、第25条(取締役会の招集)、第26条(議長)の変更は2022年10月3日をもって効力が生じるものとする。なお、本項附則は前記の効力発生日をもってこれを削除するものとする。</p> <p>2. 現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第17条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p>3. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条はなお効力を有する。</p> <p>4. 前2項の附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第4号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（6名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の一層の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役7名の選任をお願いいたしたく、その候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	ら い ぶん 羅 怡 文 (1963年4月29日生)	1992年 東京池袋に中文書店を開店、中国語新聞『中文導報』を創刊 1995年 中文産業株式会社創立、代表取締役 2006年 上海新天地株式会社（現日本観光免税株式会社）設立、代表取締役 2009年8月 当社代表取締役社長 2017年4月 株式会社アスコット 社外取締役 2021年3月 当社代表取締役会長（現任） 2021年5月 株式会社アスコット代表取締役会長（現任）	10,857株 (10,857株)
2	い い だ けん さく 飯 田 健 作 (1971年4月5日生)	1994年9月 在米国日本国大使館 2000年10月 アクセンチュアジャパン株式会社 Senior Manager 2009年3月 ウォルマートジャパン/合同会社西友 Strategy Division, Vice President Merchandising Planning Division, Vice President e-Commerce Division, Vice President 2014年1月 日本トイザラス株式会社 e-Commerce Division, Supply Chain Division, Vice President 執行役員 Merchandise Division, Vice President 執行役員 2019年6月 ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社 Direct-To-Consumer Retail Vice President 2020年11月 当社執行役員（現任） 2021年3月 当社代表取締役社長（現任） 2022年1月 シャディ株式会社会長兼代表取締役社長（現任）	16,000株
3	や の てる じ 矢 野 輝 治 (1958年2月7日生)	1980年4月 株式会社ダイエー入社 1998年6月 株式会社ダイエーホールディングス コーポレーション財務経理企画部長 1999年9月 株式会社レコフ入社 2000年12月 インテグレーション・マネジメント株式会社 取締役副社長 2012年4月 当社入社管理本部本部長 2013年4月 当社執行役員（現任） 2014年3月 当社取締役（現任） 2020年7月 当社営業管理本部本部長 2021年4月 当社コーポレート統括本部本部長代行（現任）	12,873株 (12,873株)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	きょう しん う 龔 震 宇 (1971年4月29日生)	1998年4月 蘇寧雲商集団股份有限公司（現蘇寧易購集團股份有限公司）入社 2007年1月 蘇寧易購集團總裁秘書 2013年1月 蘇寧易購集團副總裁兼香港地区本部執行總裁兼香港大区總經理任 2016年2月 蘇寧易購集團マーケティング本部副總裁兼蘇寧國際公司總裁 2019年12月 蘇寧易購集團高級副總裁（現任） 2020年3月 当社取締役就任（現任）	一株
5	でん え 田 睿 (1975年6月4日生)	1999年10月 蘇寧云商集団股份有限公司（現蘇寧易購集團股份有限公司）入社 2006年2月 蘇寧易購集團股份有限公司深圳大区總經理 2010年1月 蘇寧易購集團股份有限公司営業本部執行副總裁 2011年8月 蘇寧易購集團股份有限公司営業本部執行副總裁兼樂購仕中国常務副總經理 2013年2月 蘇寧易購集團股份有限公司總裁補佐兼店舗経営本部執行副總裁兼樂購仕中国事業部總經理 2016年1月 蘇寧易購集團股份有限公司副總裁（現任） 2021年11月 オランダカルフルール（中国）控股有限公司 CEO（現任）	一株
6	あくつ やすひろ 阿久津 康弘 (1967年2月3日生)	1990年4月 株式会社第一勸業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 2002年4月 株式会社みずほコーポレート銀行 業務企画部シニアコーポレートオフィサー 2003年4月 株式会社みずほ銀行 人事部人事グループ参事役 2004年9月 K F i株式会社 エグゼクティブ・コンサルタント 2007年6月 K F i株式会社 代表取締役 2009年11月 東京国際コンサルティング株式会社設立 代表取締役（現任） 2020年3月 当社社外取締役（現任）	一株
7	じょ ばい ばい 徐 蓓 蓓 (1981年11月29日生)	2006年7月 江蘇世紀同仁弁護士事務所入所 2014年7月 江蘇世紀同仁弁護士事務所 パートナー（現任） 2016年3月 当社社外取締役（現任）	一株

- (注) 1. 所有する当社株式の数の欄の（ ）内の株式数については、持株会として所有する株式を内数にて示しております。
2. 各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
3. 阿久津康弘氏及び徐蓓蓓氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 阿久津康弘氏を社外取締役候補者とした理由は、様々な業界におけるコンプライアンスや内部統制強化コンサルティングなどの豊富な経験と企業経営に関する幅広い見識を有しており、独立した立場から取締役等の職務の執行を監督していただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者となりました。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
5. 徐蓓蓓氏を社外取締役候補者とした理由は、中国弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、当社の中国貿易及び中国E C事業の経営監督機能をさらに強化するため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年となります。
6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締

結し、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

なお、当該保険契約の保険期間は2023年2月28日迄であります。更新する予定であります。

7. 非業務執行取締役との責任限定契約の概要

当社は、現在、会社法第427条第1項の規定及び当社定款第30条第2項の規定に基づき、龔震宇、阿久津康弘、徐蓓蓓の各氏と、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりますが、各氏の再任が承認された場合、上記の責任限定契約を継続する予定です。また、田睿氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。

その概要は、非業務執行取締役が、任務を怠ったことにより当社に対して損害を与えた場合、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として責任を負う、とするものです。

第5号議案 監査役2名選任の件

監査役の華志松氏は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。また、監査機能強化のための1名増員と合わせ、監査役2名の選任をお願いいたしたく、その候補者は次のとおりであります。

なお、本議案は監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	かしそう 華志松 (1981年5月2日生)	2004年 蘇寧雲商集团股份有限公司(現蘇寧易購集团股份有限公司)入社 2012年4月 蘇寧雲商集团股份有限公司財務総部財務管理中心会計中心副總監 2013年4月 同社財務管理総部財務規則總監兼總監 2013年5月 樂購思(上海)商貿有限公司監査役 2013年12月 蘇寧雲商集团股份有限公司(現蘇寧易購集团股份有限公司)監査役(現任) 2014年2月 蘇寧雲商集团股份有限公司(現蘇寧易購集团股份有限公司)財務管理本部財務企画中心總監 2014年3月 当社監査役就任(現任) 2017年12月 樂弘益(上海)企業管理有限公司監査役 2019年5月 蘇寧易購集团股份有限公司財務管理本部執行總裁秘書(現任)	一株
2	こやま ゆきお 小山 由紀夫 (1953年5月3日)	1977年4月 株式会社ダイエー入社 1991年5月 株式会社ダイエーOMC(現株式会社SMB Cファイナンスサービス)法務部次長 2001年12月 同社総務部長 2005年11月 株式会社コメリ入社 法務室General Manager 株式会社コメリカード 専務取締役 2007年12月 株式会社マツモトキヨシ入社 2009年2月 同社執行役員 内部統制統括室長兼経営企画部長 2015年6月 株式会社マツモトキヨシホールディングス 常勤監査役 株式会社マツモトキヨシ 常勤監査役 2019年6月 ゼネリックソリューション株式会社 常勤監査役	一株

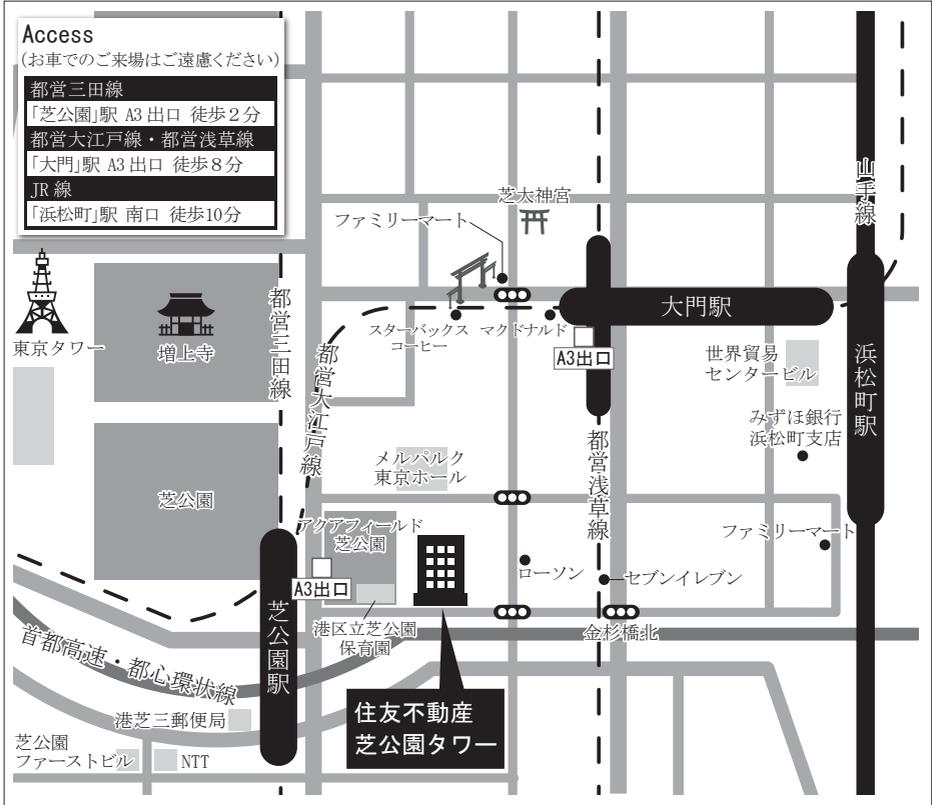
- (注) 1. 各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
2. 小山由紀夫氏は社外監査役候補者であり、東京証券取引所の規則に定める独立役員要件を満たしております。同氏が監査役に就任した場合には、独立役員として届け出る予定であります。
3. 華志松氏の任期は本定時株主総会終結の時をもって満了しますので、再任をお願いするものであります。華志松氏は蘇寧易购集团股份有限公司において財務経理部門に18年在籍し、財務企画部門の部門長を務めております。また蘇寧グループの監査役としても8年以上の経験を持っております。その人格・見識も申し分なく、また経歴を通じて養われた高い専門知識と経験に基づいて、引き続き監査役として大所高所から助言をいただけるものと期待するものであります。
4. 小山由紀夫氏を社外監査役候補者とした理由は、大手小売企業の監査、内部統制、法務などの部門において深い知識と豊富な経験を有し、M&A、知的財産及び事業清算処理などの実務における多くの管理、統制の経験を積んで来ておられること、また複数社の常勤監査役を経験しており、監査における一貫して現場を重視する姿勢は、社外監査役として、当社にとって適切なご指導と助言をいただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
なお、当該保険契約の保険期間は2023年2月28日迄であります。更新する予定であります。
6. 監査役との責任限定契約の概要
当社は、現在、会社法第427条第1項の規定及び当社定款第38条第2項の規定に基づき、華志松氏と、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりますが、再任が承認された場合、上記の責任限定契約を継続する予定です。また、小山由紀夫氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。
その概要は、監査役が、任務を怠ったことにより当社に対して損害を与えた場合、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として責任を負う、とするものです。

以 上

株主総会会場ご案内

東京都港区芝公園 2-11-1 住友不動産芝公園タワー13階 会議室

※会場が前回の定時株主総会時と異なっておりますので、お間違いのないようにご来場ください。



株主総会ご出席株主様へのお土産の配布は取り止めさせていただいております。
何卒、ご理解くださいますよう、お願い申し上げます。